平成２５年（フ）第４３号
山形県飽海郡遊佐町吹浦字一本木12番地の20
債務者　小松　香織
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第４２号
京都府京丹後市網野町掛津847番地の１
債務者　稲岡つき恵
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第４３号
京都府京丹後市網野町掛津847番地の１
債務者　稲岡久美子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第１０６号
長崎県長崎市かき道１丁目38番19号　ピアチュヴーレ105、旧住所長崎県大村市諏訪２丁目507番地13　エミネント諏訪101号
債務者　尾﨑　邦広
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
長崎県長崎市三原２丁目11番７号　三原グリーンハイツＮＯ２
債務者　中山　哲哉
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
長崎県長崎市福田本町1620番地１　福田本町アパート４棟404
債務者　米満　淳介
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５号
鹿児島県奄美市名瀬井根町９番９号　山元ビル201
債務者　樺山　裕幸
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第２５０号
岐阜市神室町４丁目４番地　南館杉山アパート301号室
債務者　内野々裕一
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２５１号
岐阜市神室町４丁目４番地　南館杉山アパート301号室
債務者　内野々律子（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２５号
三重県鈴鹿市高岡町2665番地の１　レオパレス高岡レジデンス207号
債務者　入船　一浩
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３３号
三重県津市中央18番７号　中央マンション402号室、住民票上の前住所三重県津市久居野口町2490番地１　野口ハイツ102号
債務者　坂本　大我
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６３号
滋賀県近江八幡市中村町48番地５　１－Ａ号、前住所滋賀県近江八幡市浅小井町526番地14
債務者　池元　心一
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３１号
滋賀県長浜市下坂浜町393番地　センチュリーワンＢ１棟210号室
債務者　宮崎　昭彦
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
兵庫県神崎郡市川町西田中630番地の３
債務者　浦栃　眞悟
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２３７号
兵庫県姫路市豊富町豊富3564番地、従前の住所兵庫県姫路市増位新町１丁目21番地野里マンション308
債務者　東田　一男
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３０７号
兵庫県姫路市書写374番地２　レオパレスＴＩＡ－Ⅱ203号室
債務者　大久保健二
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２１２号
奈良市六条西３丁目26番４－305号
債務者　英子サウナこと　朴　　銀河
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
奈良地方裁判所